

第 3 5 5 回徳島海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和 4 年 6 月 6 日（月） 1 3 : 5 5 － 1 4 : 3 5
- 2 場 所 徳島海区漁業調整委員会室
- 3 出席委員 岡本 彰、福島 茂、阿利茂昭、豊崎辰輝、
三原敏夫、柏木正弘、濱 竹美、平尾義徳、
三木真之、團 昭紀、今治清孝、
- 4 欠席委員 島崎勝弘、中西 敬、福井典代、中村秀美
- 5 事務局 池脇事務局長、加藤主査兼係長、木本主事
- 6 県出席者 赤澤係長、妹尾主任
- 7 議 題
 - (1) くろまぐろに関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲
可能量の変更について
 - (2) 知事許可漁業の申請期間について
 - (3) その他

8 議事

局長： 定刻より少々早いのですが皆さまお揃いになりましたので、これより、第355回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議は、15名中11名の委員のご出席を賜り、本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

急な招集にも関わらずご出席いただきありがとうございます。

それでは会長よろしく願いいたします。

会長： 皆さんこんにちは。本日は委員の皆様方には大変お忙しい中、また足下の悪いところご出席いただきまして、ありがとうございます。本日もよろしくお願いします。

それでは、ただ今から第355回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、福島委員さんと阿利委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

議題1は、「くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」でございます。

それでは、県より説明をお願いします。

漁業調整課： 資料1により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： 基本的にはうちの海域と平尾さんのところをどう調整するかということになるんだろう。今年は通常と違って2～3キロのヨコワが最初は静岡伊豆あたりやったんやけど、黒潮の大蛇行で通常と違う移動。通常であればこれから東に行って帰って来んのやけど、大蛇行で漁ができて三重県から回ってこちらへ来たんだらう。それで紀伊水道に入って漁があった。

海部郡のほうは一週間ほど前から水温が上がって揚がらなくなって、ほぼほぼ紀伊水道に入ったんだろう。由岐地区は紀伊水道と近いので何隻か昨日あたりも釣ってきてる。海部とか宍喰とかは釣りに行っても採算がとれないということで海部郡の沖の漁はほぼ終わりに近い。若干群れが見えることは見えるけども。あとは紀伊水道でどうなるか。前回事務局からの話で消化率ということがあって、できるだけ消化しておかないと来年の枠に響くだろうということで、それを考えると後半に残したい気持ちもあるんやけども全体のことを考えると今の県の案のとおりにするのが得策かなと。あとは平尾さんのほうの秋の縄の調整だろう。海部も秋には漁があるんやけども、まずは紀伊水道の漁があってそれから南下したやつを釣りに行くのが通常の操業なんで、この案で仕方がないのかな。あと最終の1－3月いうのは群れが来ると対応ができない。群れが来ると1隻で300キロとか400キロとか釣るんで、3隻とか5隻とか行ったら次の日には行けんようになるけどこれはどうしようもない。徳島県枠を確保するためには前半に消化しておかんと枠減らされたら損かなと。あとは紀伊水道の調整。

会長： ありがとうございます。

委員： 先ほどの話で、うちら延縄としては場所が場所なんでやりに行けないところで、土曜日くらいでないとやりに行けない。だから大きな水揚げの見込みはない。ただ一つ考えたのが値段的なものがわからないんで、あんまり安いようだと今消化する必要はないかなと。消化率の話もあるのであんまり安いんだったらここまで増やさなくてもとも思う。

委員： 値段が出始めは漁師の手取りで500～600円で始まって、それで推移してたんやけど、ちょうどここで漁ができたときと関東周辺のまき網がカツオをようけ巻いて、それに引きずられて暴落して400円割るところまでいった。今はカ

ツオが落ちていてちょっと値段が上がってきたんで600円前後。ただこれもまき網の漁次第で結構乱高下する。枠増やした中で多分安かったら出るん止めてよという説明を周辺の組合にしとこうかなと。紀伊水道に入りよる人も特定の船でみんなが入ってるというんでないんで、そのとこの不平等感も出てくるかもというのもあるんで、私としては枠はあっても止めてほしい。ただ枠が増えるというのは大事なんで。金額上がっても前みたいに枠が少なかったら困る。

会長： ほかにございませんか。

委員： 確認なんですけど、例えば9トンの枠で水揚げが7トンだったら翌月が5トンになるんですか。

漁業調整課： そうです。年度は跨げないのですが、四半期毎は繰り越すことができます。4－6月で積み残しがあれば3月末までは繰り越すことはできます。

委員： それと7－9月分は今年生まれた小さい魚なんで、通常であればこの3トンの枠を消化することはまずないと思うんやけど、あまりにもようけ来た場合には、ハネで小さいのを釣りに行くというのが過去にもあったんで少し危惧しているが、それがなければ多分消化せんだろうし、今年もマグロの養殖でという注文もないんで、そんなに行かんだろうと。それで10－12月まで持ち越しで行くと想像しているんやけど、漁のことなんであまり小さいのが来ると盆周辺に需要ができて500とか1キロとかのやつを餌で釣ったらこの枠超してしまう恐れもあるんで。この10年くらいその漁は行かんのやけど、枠が無くて行かんというのもあったんで。ちょっと危惧するところはある。

委員： 今実際どうなんですか。見込みとして何トンくらい。おそらく9トンもいかないと思うんですけど。

委員：　うちのところは一週間、10日ほど止まってたんが、昨日、おかずが欲しくて行った組が4本ほど揚げたんやけど、伊島越してわざわざ中まで釣りに行ったんで、商売としては多分成り立たんからほとんど行かんのだろーと思う。ひょっとしたら数隻泊まり込みで行かれたらどうかないう感じやけど、泊まり込みでなかったらそんなには揚がらんと思うんやけど。

委員：　難しいですね。

委員：　難しい。残してもし秋から春に来んかったら減らされるいうんも。せっかく徳島県に増えたやつを元に戻るのもそれはそれでなあと思って。この枠でうちの方も周辺の組合に、増やしたけど安かったら止めてよっていうことでどうでしょうかね。

委員：　海部の方の状況を聞かせてもらったら我々もそれに追従しようと思うんで。ただまあ大きい量は揚がらんと思うけど。後半の方にどう響いていくかだけを考えてるだけなんで。

会長：　ほかにございませんか。無いようでございますので、本件につきましては、諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員：　異議なし

会長：　ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案のとおり答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題2「知事許可漁業の申請期間について」でございます。
県から説明をお願いします。

漁業調整課： 資料２により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題３「その他」でございますが、県から情報提供があるようです。県から説明をお願いします。

漁業調整課： 資料３により制度概要を説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： これは届出だけ？それともマグロのように許可をもらった人だけができるようになるん？

漁業調整課： あわび、なまこにつきましては許可を持つ者か漁業権に基づかないと捕れない仕組みになっています。例えば私が申請したとすると、あわび、なまこを捕れる者かというのを確認しないといけないのですが、私は県職員で漁業権を行使できないので捕ることができません。組合長のところから誰かが申請してきた場合に組合が漁業権を行使できる者と証明できる者であれば登録番号をその方に割り振ることができます。

委員： それはわかったんやけど、ということは基本的には組合員皆の名簿を載せておかんと、組合員でもあわびを捕る人か捕らん人かいうんがきちんと決まってないんよ。メインで捕る人はわかるんやけど、たまたま今年多いからちょっと捕りに行ことかいろいろなのがあるんよな。急に捕ったときに多分問題になってくると思うんで、組合員に説明するときには、捕りに行く可能性のある人はみんな番号をもらってくださいという形でやらんと。これもだんだん難しくなってきたマグロのようにならへんの？最初に免許を取ってなかったら新規は出しませんみたいな。

漁業調整課： それはありません。捕る可能性のある方は届出をしていただいて番号を取っておかないと、捕ってきても流通できないということになってしまいます。ですので漁業権を行使できる方は届出していただきたい。

委員： 可能性のある人は届出しといてくださいってやっとかんと。そのところ説明しといてください。

漁業調整課： 今回の件は密漁をなくすため。密漁物を流通させないためということです。制度の立て付けが違いますので、後から組合員になられた場合でも追加で届出をしていただけたら番号を振って販売することができます。

委員： 保安庁が来たときに組合員かどうかを先に聞いてくれたらいいんやけど番号とか聞かれたらまた妙なことが起きひんかと思って。

委員： 組合から言うていったら全員くれるってことやね。

漁業調整課： 組合から申請していただくときに漁業権内で捕ったらあかん人はだめです。私もすべての組合の行使規則を確認している訳ではありませんので、組合によって決め事が違う

と思いますので、そこは各組合で確認していただけたらと思います。こちらでも丁寧に説明させていただいて取りこぼしのないようにしたいと思います。

会長： ほかに何かございませんか。無いようでございますので、本件につきましては、これで置きたいと思います。

会長： 議事は以上ですが、その他なにかございませんでしょうか。

会長： それでは、特に無いようですので以上をもちまして、第355回徳島海区漁業調整委員会を終了いたします。長時間ご審議お疲れさまでした。

以 上